◎新潟県告示第477号

介護保険法(平成9年法律第123号)第77条第1項(又は第115条の9第1項)の規定により、指定居宅サービス事業者(又は指定介護予防サービス事業者)の指定の効力を次のとおり停止する。

平成31年4月19日

新潟県知事 花角 英世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	停止する効力の内容	停止する期間
佐渡市特定施 設待鶴荘	新潟県佐渡市 栗野江1826番地	佐渡市	特定施設入居者生 活介護、介護予防 特定施設入居者生 活介護	新規入居者に対する 介護報酬請求停止	平成31年4月26 日から平成31年 7月25日まで